

●指名競争入札の指名基準の見直しの概要

資料

発注基準の新旧比較表

(資料：R7.3.25～26 指名競争入札参加者指名基準の説明会)

事項	旧				新（見直し案）													
指名業者数	1) 建設工事等の指名業者（設計金額）				別表													
	100万円 未満	3社以上	500万円 未満	4社以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1032 276 1290 331">契約の種類</th> <th data-bbox="1290 276 1861 331">設計金額</th> <th data-bbox="1861 276 2184 331">業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 331 1290 424" rowspan="3">建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、清掃等業務、物品等業務</td> <td data-bbox="1290 331 1861 424">100万円未満</td> <td data-bbox="1861 331 2184 424">3者以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1290 424 1861 517">100万円以上500万円未満</td> <td data-bbox="1861 424 2184 517">4者以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1290 517 1861 609">500万円以上3000万円未満</td> <td data-bbox="1861 517 2184 609">5者以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1290 609 1861 703">3000万円以上</td> <td data-bbox="1861 609 2184 703">7者以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類	設計金額	業者数	建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、清掃等業務、物品等業務	100万円未満	3者以上	100万円以上500万円未満	4者以上	500万円以上3000万円未満	5者以上	3000万円以上	7者以上	
	契約の種類	設計金額	業者数															
	建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、清掃等業務、物品等業務	100万円未満	3者以上															
		100万円以上500万円未満	4者以上															
500万円以上3000万円未満		5者以上																
3000万円以上	7者以上																	
500万円 以上	5社以上	3000万円 以上	7社以上															
*但し、随意契約であるとき、等級格付け区分に属する者が少ないとき、災害復旧等緊急を要するとき、その他特別な理由があるときはこの限りではない。				※ただし、随意契約である場合、規程第2条に規定する等級区分に属する者が指名する有資格業者数より少ない場合、災害復旧等緊急を要する場合、その他特別な理由がある場合はこの限りでない。														
2) 測量業務の指名業者（設計金額） 市内の業者へ発注の場合				○指名業者を選定する場合において、次の各号に掲げる事項を総合的に判断して、選定することができるものとする。														
(100万円 未満)	(なし)	500万円 未満	4社以上	(1) 所在地区分														
500万円 以上	5社以上	3000万円 以上	7社以上	市内に主たる営業所を有する者。これに次いで市内に従たる営業所を有する者、県内に主たる営業所を有する者、県内に従たる営業所を有する者														
*但し、随意契約であるとき、等級格付け区分に属する者が少ないとき、災害復旧等緊急を要するとき、その他特別な理由があるときはこの限りではない。				(2) 施工地区区分														
①業者選定にあたっては、地理的条件、地場産業振興等地域性を考慮して、原則として、市内に主たる営業所等を有する業者を優先的に指名する。 ②前年度、当該年度の市が発注する工事等の指名回数、落札回数及び落札金額等について勘案すること。 ③指名時の手持ち工事等についても勘案すること。				対象工事の施工場所の地区（福島地区、北方地区、大東地区、本城地区、都井地区、市木地区をいう。）に所在する者。この場合において、一の地区内に業者がいなく、又は選定業者数に満たないときは、当該地区を除く各地区の者														
				ただし、年度の中途において、施工地区における発注する工事数に偏りが認められる場合は、第1号を優先するものとする。														
				(3) 受注実績														
				対象工事と同工種の入札において、対象年度における受注回数、受注金額が少ない者														
				(4) 選定回数														
対象工事と同工種の入札において、対象年度の選定回数が少ない者																		
(5) 市貢献事業者																		
前年度に、指名競争入札又は随意契約により、前年度において対象工事と同工種の災害復旧工事を受注するなどして市に貢献があった者																		

●指名競争入札の指名基準の見直しの概要

資料

発注基準の新旧比較表

(資料：R7.3.25～26 指名競争入札参加者指名基準の説明会)

事項	旧	新（見直し案）																
指名業者の選定制限	規定なし	<p>○選定の制限対象及び期間については、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1048 284 1675 331">選定の制限対象者</th> <th data-bbox="1675 284 2168 331">指名選定の制限期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1048 331 1675 395">(1) 指名停止中の者</td> <td data-bbox="1675 331 2168 395">指名停止期間中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 395 1675 459">(2) 建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者を設置できない者</td> <td data-bbox="1675 395 2168 459">左記の技術者を設置できるまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 459 1675 555">(3) 対象工事と同業種の契約を市と締結している者で、その履行が完了していないために、当該対象工事又は当該契約の履行に支障が生じるおそれがあると認められる者</td> <td data-bbox="1675 459 2168 555">当該認定をした日から既締結した市契約の履行が完了するまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 555 1675 619">(4) 市税等の滞納があり、納付の意思が認められない者</td> <td data-bbox="1675 555 2168 619">申間市と納付誓約書を交わすまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 619 1675 963">                     (5) 同一の対象工事において、次に掲げる事項のいずれかに該当する2者以上の者のうちの1者を選定した場合の当該1者以外の者                      ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。)と子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)の関係にある場合                      イ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と夫婦関係にある場合                      ウ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と同一の住所地(同居又は同一敷地内の別棟に居住する場合を含む。)に居住する親子又は兄弟姉妹の関係にある場合                 </td> <td data-bbox="1675 619 2168 963">左記の事項に該当しないことを確認し、認定をした日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 963 1675 1050">(6) 対象工事と同一年度かつ同業種の市の直近の入札において、連続で辞退があり、選定しても辞退する可能性が高いと思われる者</td> <td data-bbox="1675 963 2168 1050">直近の入札辞退届の提出のあった日から起算して3月以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1050 1675 1337">                     (7) 市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続している場合及び業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不適当であると認められる場合                      ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。                      イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。                 </td> <td data-bbox="1675 1050 2168 1337">                     ア 当該措置請求等に従ったことを確認した日まで                      イ 当該認定した日から1月以上3月以内                 </td> </tr> </tbody> </table>	選定の制限対象者	指名選定の制限期間	(1) 指名停止中の者	指名停止期間中	(2) 建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者を設置できない者	左記の技術者を設置できるまで	(3) 対象工事と同業種の契約を市と締結している者で、その履行が完了していないために、当該対象工事又は当該契約の履行に支障が生じるおそれがあると認められる者	当該認定をした日から既締結した市契約の履行が完了するまで	(4) 市税等の滞納があり、納付の意思が認められない者	申間市と納付誓約書を交わすまで	(5) 同一の対象工事において、次に掲げる事項のいずれかに該当する2者以上の者のうちの1者を選定した場合の当該1者以外の者 ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。)と子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)の関係にある場合 イ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と夫婦関係にある場合 ウ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と同一の住所地(同居又は同一敷地内の別棟に居住する場合を含む。)に居住する親子又は兄弟姉妹の関係にある場合	左記の事項に該当しないことを確認し、認定をした日まで	(6) 対象工事と同一年度かつ同業種の市の直近の入札において、連続で辞退があり、選定しても辞退する可能性が高いと思われる者	直近の入札辞退届の提出のあった日から起算して3月以内	(7) 市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続している場合及び業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不適当であると認められる場合 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。	ア 当該措置請求等に従ったことを確認した日まで イ 当該認定した日から1月以上3月以内
選定の制限対象者	指名選定の制限期間																	
(1) 指名停止中の者	指名停止期間中																	
(2) 建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者を設置できない者	左記の技術者を設置できるまで																	
(3) 対象工事と同業種の契約を市と締結している者で、その履行が完了していないために、当該対象工事又は当該契約の履行に支障が生じるおそれがあると認められる者	当該認定をした日から既締結した市契約の履行が完了するまで																	
(4) 市税等の滞納があり、納付の意思が認められない者	申間市と納付誓約書を交わすまで																	
(5) 同一の対象工事において、次に掲げる事項のいずれかに該当する2者以上の者のうちの1者を選定した場合の当該1者以外の者 ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。)と子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)の関係にある場合 イ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と夫婦関係にある場合 ウ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と同一の住所地(同居又は同一敷地内の別棟に居住する場合を含む。)に居住する親子又は兄弟姉妹の関係にある場合	左記の事項に該当しないことを確認し、認定をした日まで																	
(6) 対象工事と同一年度かつ同業種の市の直近の入札において、連続で辞退があり、選定しても辞退する可能性が高いと思われる者	直近の入札辞退届の提出のあった日から起算して3月以内																	
(7) 市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続している場合及び業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不適当であると認められる場合 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。	ア 当該措置請求等に従ったことを確認した日まで イ 当該認定した日から1月以上3月以内																	
災害等の特別対応	<p>選定業者数に関しては、災害復旧等を考慮する規定がある。                      (※災害復旧等緊急を要する場合は、本資料(P.1)指名業者数の規定に関わらず指名業者を選定することができる(規定以下の業者数の選定が可能))。</p>	<p>○災害復旧工事等緊急に施行を要する工事などは、『指名業者の選定制限』の内、第1号から第3号の制限を適用する。                      ○左記と同様の規定あり                      (※災害復旧等緊急を要する場合は、本資料(P.1)指名業者数の規定に関わらず指名業者を選定することができる(規定以下の業者数の選定が可能))。</p>																